（注11）　備考の欄は、第62条第３項から第５項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載すること。

（注12）　(J)の欄は、議決権の総数の1000分の１未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計　者)」に記載すること。

（注13）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

(イ)　コミュニティ放送に係る申請の場合

区　分		氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(株)(C)	議決権の数(個)(D)	(D)／議決権の総数(%)(E)	備考
外国法人等	議決権の総数の1000分の１以上を占める者							
	議決権の総数の1000分の１未満を占める者の合計（計　者）(F)							
合　計								

（注１）　(A)から(D)までの欄は、(ア)の（注３）から（注６）までに準じて記載すること。

（注２）　(E)の欄は、アの(1)に記載した議決権の総数に対するイの(イ)の(D)の比率を記載すること。この場合において、合計の欄以外の欄は小数点第３位を四捨五入とし小数点第２位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第３位を四捨五入して小数点第２位まで記載すること。ただし、四捨五入前の比率が20％未満である場合において、小数点第３位を四捨五入して20.00％となるときは四捨五入せず、比率が20％未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456％の場合は19.9994％まで記載すること。）。